

亀岡運動公園大型遊具整備工事公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

亀岡運動公園内の国際交流記念公園は、昭和61年から順次整備工事が行われ35年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、時代に沿った公園へのリニューアルを実施し、2026年度に予定されている第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波(以下、緑化フェア)の主会場としてフェア運営に必要な施設や空間との整合を図った整備が求められている。

本業務は、クニッテルウッドランド(陸上競技場西側広場)について、緑化フェアを契機とした公園再整備に向け、安全性や周囲の環境との調和も考慮した大型遊具の設置に向け、子供たちに遊びを通じた学びと成長の機会を提供することを目的とする。本要領は、契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 工事名

亀岡運動公園大型遊具整備工事

(2) 工事内容

別添「亀岡運動公園大型遊具整備工事特記仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

(3) 工期

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 事業上限額

100,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 実施形式

公募型プロポーザル

3 プロポーザルの日程(予定)

(1) プロポーザル実施の公告	令和7年5月9日(金)
(2) 参加申込書提出期限	令和7年5月22日(木)まで(必着)
(3) 質疑書受付期限	令和7年5月22日(木)まで(必着)
(4) 参加資格審査結果通知書の送付	令和7年5月26日(月)
(5) 質疑回答書の送付	令和7年5月28日(水)
(6) 提案書提出期限	令和7年6月17日(火)まで(必着)
(7) 審査の実施	令和7年6月24日(火)
(8) 審査結果の通知	令和7年6月下旬以降
(9) 契約締結時期	令和7年7月上旬以降

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 亀岡市競争入札参加有資格者名簿に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。また、入札参加資格申請において、申請内容及び別送書類の記載事項に虚偽が無いこと。
- (3) プロポーザルの公告時点において、本市の指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
- (6) 亀岡市暴力団排除条例(平成24年条例第24号)で規定されている暴力団等ではないこと。
- (7) 本年度を除く過去10ヶ年度から本業務の公告日までに1つの工事で5000万円以上の遊具に係る工事または製品を納入した実績を有すること。共同企業体による参加の場合は、構成員のいずれかが下記実績を有していること。

5 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市全国都市緑化フェア推進室全国都市緑化フェア整備課(担当:村山)
電話番号:0771-55-6789
FAX番号:0771-23-5000
電子メール:ryokka-seibi@city.kameoka.lg.jp
- (2) 実施要領等の配布及び参加申込
ア 配布期間 令和7年5月9日(金)～令和7年5月22日(木)
(閉庁日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)
イ 配布場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、亀岡市ホームページ
(<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/93/74133.html>)からダウンロード可。
- (3) 参加申込書の提出
本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申込する者は、下記のとおりの必要書類を提出すること。
ア 提出期限 令和7年5月22日(木)必着

イ 提出書類 別紙1「提出書類作成要領」に従って、以下の書類を作成し、提出すること。※参加申込後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届【様式3】を提出すること。

① プロポーザル参加申込書【様式1】

② 会社概要書【様式2】

※会社の概要が分かるパンフレット等(様式自由)を添付すること。

※共同企業体の場合は、各社分添付すること。

③ 共同企業体協定書【様式自由】

※共同企業体の場合は、添付すること

ウ 提出先 5(1)に同じ。

エ 提出方法 持参(閉庁日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。)

6 質疑・回答

(1)受付期間 公告日～令和7年5月22日(木)午後5時必着

(2)質疑方法 電子メールもしくはFAXにより、5(1)に提出すること。

(3)質疑様式等 質疑書【様式4】を使用し、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「亀岡運動公園大型遊具整備工事プロポーザルに係る質問」とすること。

イ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4)回答日時 令和7年5月28日(水)

(5)回答方法 質問事項を取りまとめの上、プロポーザル参加資格を有する者全員に電子メールにより回答する。

7 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和7年6月17日(火)必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 5(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参(閉庁日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。)

(2) 提出書類

別紙1【提出書類作成要領】に従い、以下の書類を作成し、提出すること。

ア 提案書一式

① 提案書表紙【様式5】

② 配置予定技術者調書【様式6】

③ 同種工事实績調書【様式7】

※記載した工事については、受託した実績が確認できる書類(CORINS 竣工登録、または契約書等)を添付すること。

④ 企画提案書【様式自由】

下記の資料を添付し、選定基準の項目(①～⑥)ごとに、アピールポイントをわかりやすく作成すること。

- ・提案目的物の概要図(完成予想イラスト)
- ・配置計画図
- ・製品の寸法や材質の判る構造図(平面、立面、側面図)
- ・遊具設置後 20 年間の維持管理費用を説明する資料
- ・その他必要に応じて補足説明資料
- ・工程計画書

※文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

※完成予想イラストは、誇大な表現は避け、現実のスケールに近い表現とすること。

※構造図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物すべてに記載すること。

※会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

※印刷はカラー、白黒を問わない。

イ 見積書(様式自由。積算内訳を添付すること)

ウ 亀岡市暴力団排除条例誓約書

(3) 提出部数

ア 提案書一式

副本 7 部(副本には提案者が特定できる企業名、氏名等を記載しないこと)

イ 見積書 原本 1 部

ウ 亀岡市暴力団排除条例誓約書 1部

8 選定方法等

提案書の審査は「亀岡運動公園大型遊具整備工事事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、以下の審査項目及び評価基準に基づいて、書類及びヒアリングによる審査を実施する。なお、審査は非公開とし、審査結果に対する異議申し立てはできないこととする。

ア ヒアリング実施日 令和7年 6 月 24 日(火)予定

※開始時刻については、別途通知する。

イ ヒアリングの方法

- ① ヒアリングの時間は、1提案者あたり30 分とする。
 - ・提出した企画提案書の内容説明(20 分以内)
 - ・企画提案書に対する質疑応答(約 10 分)
- ② 説明者は 3 名以内とし、説明は提出した提案書に記載された内容について行

うものとし、各々の提案がどの評価項目に該当するかを明確にした後に説明すること。

③ ヒアリングについては、提出された書面をもって行う。

④ 次のいずれかに該当するときは、失格とする。

・指定された時間に遅れたとき。

・ヒアリングを欠席したとき。

ウ 審査の結果は、令和7年 6 月下旬に提案書を提出した者に書面により通知する。

【審査項目及び評価の基準】

審査の項目	評価基準	配点
① 提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10 点
② 企画内容の実現性	実施スケジュール等が具体的で実現性があるか。	10 点
③ 当該整備事業目的の整合性等	エリア全体の整備内容が、統一感のある魅力的な提案(遊具の色調、配置等)となっているか。	10 点
	設置環境に適した機能を有した遊具を提案しており、利用者の利便性や遊びやすさに配慮した全体のエリア計画となっているか。	10 点
④ 遊具の魅力度等	冒険心や好奇心を掻き立て、様々な遊びの形態を提供し、何度も利用したくなる遊具を提案しているか。	10 点
	シンボリックなインパクトのある遊具となっているか。	10 点
⑤ 維持管理	劣化の軽減に配慮し、耐用年数が長くなる耐久性のある材料を使用しているか。	5 点
	日常点検及び小修繕を容易に行うことができる材質・構造となっているか。	5 点
	定期点検費用及び大規模修繕費用を節約できる構造の施設や提案となっているか。	5 点
⑥ 安全に対する配慮	幼児・児童の動線の混在を避ける、案内板を設置する等の安全対策が適切に講じられているか。	10 点
資料作成能力	提案資料等は見やすく、効果的な構成となっているか。	5 点
見積金額の比較	委託料上限額を超えないこと。委託料上限額に対する絶対評価でなく、提出されたすべての見積金額を比較することによる相対評価とする。	10 点

9 審査結果の通知及び公表

参加者全員に選定結果を通知する。

10 その他

(1) 契約等について

ア 選定の結果、第一順位の提案者を業務委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議を行い、市及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

イ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、提案された企画内容をそのまま委託するものではない。別添の仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については委託決定後、協議により作成する。

ウ 業務の全部又は一部について、市の承諾無しに他者に再委託することはできない。

(2) 提案書等の作成、提出等に関する費用についてはプロポーザル参加者の負担とする。

(3) 提案書等の提出後において、記載内容の変更は原則として認められない。ただし、や

むを得ない理由により変更を行う場合は、その内容について市の了解を得なければならない。

(4) 以下の場合には、提案書を提出した後であっても、失格とする場合がある。

ア 提案書等に虚偽の記載、申告がある場合。

イ 審査の公平性を損なう行為を行った場合。

ウ その他、選定委員会において不相当と認められた場合。

(5) 提出書類の取扱いについて

ア 提出された提案書等は返却しない。

イ 本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

ただし、亀岡市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

ウ 本案件に係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年条例第32号）に基づき、提出書類を公開することがある。